

## 第22期第3回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年7月21日(水) 14:00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室  
函館市桔梗1-25-13
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄  
若山 唯敏、鎌田 光夫、佐々木 治一、  
瀧川 久市、掛川 正春、柴田 一、佐藤 正美、  
桜井 泰憲、森 祐、三上 浩、(欠席)山下 勉
- 4 事務局 渡島総合振興局産業振興部水産課 課長 高谷 則幸  
漁業管理係長 北 弘由樹  
技 師 小澤 友稀  
渡島海区漁業調整委員会 事務局長 神崎 哲郎
- 5 議 題  
議案第1号：広域漁業調整委員会委員の選出について  
議案第2号：定置漁業の休業中の漁業許可について  
議案第3号：委員辞職の同意について
- 6 報告事項  
(1)：北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について  
(2)：各種連合海区漁業調整委員会の開催結果について
- 7 その他

## 8 議 事

神崎局長

ただいまから、第22期第3回の渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、時節柄、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の渡島総合振興局水産課 高谷課長ほか関係の皆様にご出席を頂き、厚くお礼申し上げます。

前回委員会は、コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令中であったことから、やむを得ず、書面開催といたしましたが、6月21日より「まんえん防止」等措置に移行し、今回解除されているわけですが、またなんか発令されるということですが、渡島管内の感染者数も少し減少傾向にあることなどから、本日の委員会を本人出席で、開催となりました。1日でも早く感染拡大が終息し、通常の生活に戻り、水産物の消費、価格の回復を願っております。

さて、本日、ご審議をいただく議案は、「広域漁業調整委員会の選出」など、3件のほかに、報告事項が2件でございます。委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

神崎局長

本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。

渡島総合振興局産業振興部水産課 高谷課長 さまでございます。

高谷課長

高谷です。どうぞよろしく申し上げます。

神崎局長 漁業管理係 北係長さまでございます。

北係長 北です。よろしく申し上げます。

神崎局長 同じく 小澤技師 さまです。

小澤技師 小澤です。よろしく申し上げます。

神崎局長 以上でございます。よろしく申し上げます。

阿部会長 会議に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

神崎局長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。総委員15名中、14名の委員の方が出席しております。

阿部会長 総委員数15名中14名が出席をしており、本日の委員会は成立いたします。

次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。三上委員さんと西山委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。本日の委員会は、お手元の次第にありますとおり、議案が3件、報告事項が2件となっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、さっそく議案に入りますが、議案第1号の「広域漁業調整委員会委員の選出について」を事務局より説明いたします。

神崎局長 私から説明させていただきます。座ったまま失礼します。

資料1をご覧ください。広域漁業調整委員会委員の互選について説明いたします。広域漁業調整委員会は、漁業法第152条に定められた委員会で、

都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年に設置された委員会です。広域漁業調整委員会は、「太平洋」「日本海・九州西」「瀬戸内海」の三つの委員会が設置されており、当海区は、「太平洋」と「日本海・九州西」の委員会に属しております。委員会の構成は、沿岸漁業を主とする代表者として海区漁業調整委員から都道府県ごとに互選する者1名、農林水産大臣が選任する委員として沖合漁業を主とする関係漁業の代表者7名並びに学識経験者3名となっております。北海道のように複数の海区委員会がある都道府県にあつては、都道府県ごとに1人を互選することとなります。

現在、北海道の海区互選委員としては、太平洋広域漁業調整委員会には、北海道連合海区漁業調整委員会の副会長の川崎委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会には、同じく道連合海区副会長の濱野委員が、委員として互選されています。現委員の任期が令和3年9月30日で満了となりますので、漁業法第153条第2項第1号及び第3項第1号に基づき、改めて各海区委員会で委員を互選する必要があるため、今般、資料の2ページと3ページのとおり、北海道水産林務部長より委員の互選について依頼がありました。なお、新委員の任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間になります。また、これまでの委員選考の基本的な考え方ですが、本道の日本海、太平洋の海域を代表して意見を述べる必要があることから、連合海区の副会長を委員として互選してきた経過がございます。これは、連合海区の副会長は地域バランスを考慮し、日本海と太平洋から、それぞれ選ばれておりますので、広域漁業調整委員会の委員としても適任であることから選任されてきたものであります。

今回、北海道より、北海道連合海区漁業調整委員会の川崎、濱野両副会長に就任を打診したところ、川崎副会長からは了解が得られたものの、濱野副会長から辞退の申し出があったことから、新たに会長に就任しました工藤会長が、もっとも適任であると考え、打診した結果了承を得たとのことでござ

います。資料の説明は以上でございます

阿部会長

ただいま、事務局から「広域漁業調整委員会の委員選出」について説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、北海道連合海区漁業調整委員会の工藤会長を、「日本海・九州西」広域漁業調整委員会、および、川崎副会長を「太平洋」広域漁業調整委員会の委員に互選することで、ご異議ありませんか。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。  
それでは、次に議案第2号の「定置漁業の休業中の漁業許可について（答申）」を事務局より説明いたします。

神崎局長

私の方から説明させていただきます。座ったまま失礼します。  
資料2をご覧ください。1ページ 北海道知事からの諮問文をご覧ください。函さけ・いか定第18号の免許権者である有限会社マルコメ工藤水産から、今般、休業届が提出され、道が漁業法第88条第1項の規定により、休業中の漁業許可の手続きを取り進めてきたところ、（函館市木直町838番地 尾上匠）から許可申請があり、知事から、同法第88条第2項に基づき諮問された次第でございます。

改めまして諮問のありました申請者のご確認をお願いします。2ページ諮

問文別紙をご覧ください。(函館市木直838番地 尾上匠)から許可申請があり、こちらが申請一覧でございます。3ページが函さけ・いか定第18号の免許状、4ページが免許漁場図となっております。

令和2年12月1日施行の漁業法改正後、初の休業中の許可に係る答申の審議であることから、休業中の許可に係る改正の概要について説明させていただきます。5～6ページをご覧ください。休業中の許可に係る漁業法の抜粋となっており、次の7～8ページは旧漁業法の同じ条項を抜粋したものを添付しております。7ページの点線の中の第14条をご覧ください。旧漁業法では、海区委員会が「漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く」かどうかなどの判断を行い、適格性を有するかどうかを海区委員会が評決し、答申することとされておりました。しかし、5ページをご覧ください。点線の中の第72条が改正後の適格性に係る条項となっており、海区委員会の評決ではなくなり、判断基準のみが定められております。このことから、海区委員会は、規定されている判断基準を含めて「休業中の許可」をすることに対して意見を述べることとなります。

ただし、第72条第1項に該当する「適格性」に係る部分についての意見を海区委員会として述べる場合には、従前と同様に、第72条第5項に基づき、海区委員会は公開による意見の聴取を行ったうえで、知事に免許すべきでない旨の意見を述べることとなります。また、諮問文に戻りまして、本文2段落目 許可にあたり制限を加えることについても併せて諮問がありました。下記に記載の、(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。(2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために、必要な措置を指示することがあります。この2つの制限条件を付けることについて、漁業法第86条に基づき、併せて諮問されております。説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員 「ありません」

阿部会長 今回から、少し変わったとのことでございます。  
鎌田委員どうですか。

鎌田委員 「いいよ」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「定置漁業の休業中の漁業許可」については、当委員会として適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、議案第3号の「委員の辞職について」に移ります。

議案の審議を始める前に、漁業法第146条において「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されております。

当事者であります「鎌田委員」について、本議案の間だけ退席して、別室で待機していただくこととしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか？

各委員 「異議なし」

阿部会長           ご異議がないようですので、それでは鎌田委員は別室に移動願います。  
それでは、事務局より説明いたします。

神崎局長           資料3をご覧ください。鎌田委員から、北海道知事へ令和3年6月30日  
付けで委員の辞職届の提出があったとのこと。漁業法第141条に「委  
員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同  
意を得て辞任することができる。」と規定されていることから、当委員会と  
して、鎌田委員の辞任について同意の判断をするものであります。

資料をご覧ください。漁業法の関係条文の説明をさせていただきます。

令和2年12月1日付け施行の漁業法改正に伴い、委員の辞任に係る条項  
の文言が少し変わっております。改正前漁業法で（委員の辞職の制限）第9  
6条「委員は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。」  
と規定されておりましたが、さきほども説明したとおり、（委員の辞任）漁  
業法第141条「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区  
漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されていま  
す。以前は、辞職が正当な理由によるものかどうかを委員会において審議し  
ておりましたが、改正後の漁業法においては、辞職に同意するとなり、  
審議内容については、同意の判断をすることとなります。説明は以上とな  
ります。

阿部会長           ただいま、事務局から説明のありました鎌田委員の辞職について、ご質問  
やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員           「ありません。」

阿部会長           ご意見がないようですので、議案第3号の「委員の辞職について」に委員

会として同意する旨回答することで、ご異議ありませんか。

各委員

(異議無し)

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に報告事項(1)(2)を一括して説明するとのことですので、事務局より説明いたします。

神崎局長

報告事項1 北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について、説明させていただきます。資料は、報告事項1が第22期第1回の開催結果となっております。報告事項1-2が第2回の開催結果となっております。まず、報告事項1の第1回におきましては、会長、副会長の互選が行われ、会長に檜山海区の工藤委員、副会長に釧路十勝海区の川崎委員、石狩後志海区の濱野委員が選出されたとのこと。つづきまして、報告事項1-2の第2回におきましては、第1号議案「令和3年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針(案)」について、が審議され、内容としましては、昨年との変更点は年度のみとのこと、原案どおり決定されました。協議事項としまして「全国海区漁業調整委員会連合会役員を選出について」協議され、工藤会長を理事、川崎副会長を監事として選出することを決定されました。報告事項につきましては、第2回の渡島海区で書面審議いただいた事項であります「資源管理方針の一部改正について」及び「漁獲可能量の設定・変更について」および「まつかわ資源管理協定の農林水産大臣認定について」が報告されたほか、連合海区に係る委員会規程等が報告されるとともに、個人情報事務取扱要綱や公文書開示事務取扱要綱の一部改正について報告されております。報告事項1の説明は以上となります。

引き続き、報告事項2 「各種連合海区漁業調整委員会の開催結果について」報告いたします。第1回委員会で審議決定いただきました各種連合海区

漁業調整委員会が5月に書面で開催され、各連合海区の会長および副会長を決定しております。資料、報告事項2をご覧ください。

まず、1ページ目 道南連合海区漁業調整委員会におきましては、会長に、渡島海区 阿部会長が会長に選出され、副会長には、檜山海区 工藤委員、胆振海区 室村委員、日高海区 逢山委員が選出されております。

2ページ目 渡島・胆振連合海区漁業調整委員会におきましては、胆振 岩田委員が会長に選出され、副会長として、渡島 高野副会長、胆振 室村委員が選出されております。

3ページ目 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会におきましては、会長として宗谷海区 須永委員が選出され、副会長には、留萌 高松委員、石狩後志 濱野委員、檜山海区 花田委員、渡島海区 阿部会長が選出されております。

最後に4ページ目 日本海連合海区漁業調整委員会におきましては、会長として石狩後志海区 佐藤委員が選出され、副会長には、宗谷 安藤委員、留萌 千葉委員、檜山松崎委員、渡島 阿部会長が選出されております。説明は以上となります

阿部会長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが、このことについて、ご質問やご意見等はございませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 ご質問等がなければ最後に 5. その他で何かございませんか。

瀧川委員 「はい」

阿部会長 瀧川委員発言どうぞ。

瀧川委員

北さんに質問なんですけれども

今、あの、ものすごいプレジャーボート以外に、ゴムボートっていうのが増えている。

この連中が、去年あたりも、うちの漁港で、結構な数のマグロ水揚げしてる、大きいかわからないけれども、ああいうの規制は、どうなっているの？

阿部会長

「北係長どうぞ」

北係長

情報はですね、我々の方にも、いろいろ遊漁者の方々から、からもですね、入っているところです。

みなさまご承知のとおり、広域漁業調整委員会の委員会指示ということで、6月から30kg、いうまでもないですけど、規制が始まった中で、当然30kg以上は報告しなければいけない。30kg未満はとってはいけないということなものですから、これについては、しっかりとですね、うちの方も啓発していきたいと思っております。

実はですね、今日もですね、午前中ですね、函館の各マリーナに、うちの主査が赴きまして、啓発しているところでございますし、うちの取締船もですね、直接今入っている状況ではないんですけども、後志、檜山を回ってくる中で、こちらの方にも来るときには啓発していただくよう話をしております。

いずれにしても、うちの方としても、状況は聞いてございますので、できる範囲で対応していきたい。

すいません、今答えられるのは、これぐらいなんですけれども。

瀧川委員

やっていることはわかっているんですけども、わかっているんですけども、

結局30kg以上は認められていますよ、プレジャーボートもな。それをカウントもせず、横流ししている連中がいる。あげくの果てには、仲卸に売っているやつもいる。そういうのは、規制はどうなっているのか。

北係長      もちろん、委員会指示のルールがありますので、取り締まりしていかなければならない。具体的には、今、なかなかお示しできななんですけれども。

補足なんですけれども、情報として、来週末、広域漁業調整委員会が開催され、マグロ遊漁のことについて話合われると伺っていましたが、内容については、今後、都道府県に説明があるとのことですので、みなさまに情報提供していきたいと考えております。

三上委員      ようは、まだまだ増やしてとらせれば良いなものな。そしたら、せや、問題なくなる。だから、この前、新聞に出ていた2割増の提案が出ていた。あれが早く決まって、国際で。早く漁師にとらせれば良い。

瀧川委員      いやだから、プレジャーボートは、そういうふうにならなくなって、なんで俺らだけ締め付けられねばならないってなるんだ。そだべ。正直いって、毎年毎年、枠だって決まっているべし、それ以上枠が増える訳でもねえ、隻数を増やしてもらえる訳でもねえ。そんで、所持してたらしてたで、みつければへたすれば、罰則が来る。それ漁師だけの話だべ、プレジャーボートには一切ねえべ、それを言っているんだぞ、不公平すぎるんだ少し。

北係長      ご意見をうちの方も、道としても、本庁の方にも強く言っていきたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。

阿部会長      今、答えられるのは、ここが、精一杯だと思う、今言われたことを、道から水産庁の方に話をさせていただいて、長年の課題となっておりますんでね、少し

でも、30kg未満がとれなくなったとか、30kg以上報告しなさいよとか、多少なりとも前進してきていると思うんだけど、なかなか一長一短ではいけないのが、今の状況なので、早急にというのもまた、難しいので、地道な中で改善する。それと、ゴムボートとか船外機とか漁港から下ろすのに許可がいるよね。そういった許可を出さないとか、そこから始めた方がいいんじゃないかと、私の個人的考えだけど。それではよろしでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

各委員

「ありません」

阿部会長

何もないようですので、これで、第3回委員会を終了させていただきます。